

# キャラバン統合ワーキンググループの 役割と活動



日本弁理士会知的財産支援センター長  
同キャラバン統合ワーキンググループ長

松浦 喜多男

## 要 約

弁理士知財キャラバン事業が年度初めより立ち上がって半年を越えた。この事業は、弁理士が知財コンサルの中核的担い手であることを企業及び会員自身にはっきりと認識していただき、弁理士の対外的イメージを一新することが目的。初動に当たっては、未経験の事業内容であり、複数の参画組織を統括するための組織作りが腐心した。また、この事業を支える先導的弁理士を育成するための支援員養成研修制度を設けた。幸い、養成研修は、多くの参加者を得て、順調に実行されている。各支部では、地域キャラバンが立ち上がり、様々な媒体を通じて、広報宣伝を行っており、支部特有の状況を見据えながら、キャラバン活動を展開している。また、キャラバンコンサルも既に多くの申し込みがあり、順次支援弁理士を派遣しており、具体的成果が報告されている。今後の展開に意を注いでいきたい。

## 目次

1. はじめに
2. 今までの活動
  - (1) 活動の準備
  - (2) 組織体制
  - (3) 組織体制の特殊性
  - (4) キャラバン事業の内容と進捗
  - (5) 広報活動
  - (6) 地域キャラバンについて
3. 今後の展望

### 1. はじめに

伊丹政策の目玉として、弁理士知財キャラバン事業が年度初めより立ち上がり、半年を越えた。この事業は、弁理士が知財コンサルの中核的担い手であることを企業及び会員自身がはっきりと認識して頂くこと、そしてこれを通じて弁理士の対外的イメージを一新することを終局目的とする

初動に当たっては、今までに無い斬新で大胆な取り組みが必要であり、多くの方々の知恵と、行動力を要するものであった。しかし、未経験の事業内容でありながら、7月13日には、500名近い受講者を迎えて、研修の第1クールが開始され、無事終えることができた。現在第2クールの研修が実行されている。また、クライアント向け訪問型コンサル（履修要件コンサル）の修了者が続々誕生している。

各支部では、地域キャラバンが立ち上がり、様々な媒体を通じて、広報宣伝を行っている。また支部特有の状況を見据えながら、キャラバン活動を展開している。

キャラバンコンサル（以下、履修要件コンサルとの差異を明確とするためこのように称する。）は、既に10社以上の申し込みがあり、順次支援弁理士を派遣しており、具体的成果が報告されている。今のところは、緒に就いたばかりであるが、順調な滑り出しといえ、引き続き、今後の展開に意を注いでいきたい。

この時期にあって、今までの活動を、実務面を中心として、あらためて振り返ってみたい。

### 2. 今までの活動

#### (1) 活動の準備

平成27年1月14日には、早くも第1回中小企業支援準備WG（新年度前の準備組織）が発足し、月2回ペースで会合が行われた。2月19日の会合には、既に、現行の履修支援員養成研修制度を含む実行計画のたたき台が提案された。そして、数度の会合で、計画が詳細に吟味され、年度開始早々からの円滑な実行を担保するようにした。準備WGのメンバーは、次期会長、担当役員のほか、支援センター、広報センター、研修所、知財経営コンサル委員会、三支部の夫々の長からなり、現在のキャラバン統合WGへの移行を容易

とする陣容であった。本事業が、関係組織の密な連携による総力戦によってのみ実現可能であることを、優れて見据えた体制といえた。

## (2) 組織体制

本キャラバン事業を支えるのは、下記の三つの組織である。

### ① 中小企業支援統括本部

日本弁理士会会長を本部長とし、日本弁理士会の中企業支援事業と関係する既存組織を統括する。これにより、新たな中小企業支援策であるキャラバン活動のほか、既に行われている中小企業支援もが一元的に管理され、迅速な意思決定のもとに、日本弁理士会全体が一丸となって中小企業支援に向けて踏み出すことができる。

### ② キャラバン統合ワーキンググループ（以下キャラバン統合WGと略）

中小企業支援統括本部の下に設置された、キャラバン事業の司令塔。各既存組織や地域キャラバンとの連携の下に、弁理士知財キャラバンの設置事務、支援員研修、具体的支援業務などを担当して、キャラバン活動を積極的に推進している。参画組織は、各支部、支援センター、広報センター、研修所、知財経営コンサル委員会及び弁政連。

### ③ 地域キャラバンの設置

地域キャラバンを、全国に設置された9つの支部の管轄地域毎に、総数17箇所程度設置。この地域キャラバンは、支部の下部組織であり、担当地域に対して積極的にキャラバン活動を展開する前線基地ともいえるものである。担当地域の中小企業に対し、訪問支援の募集、支援員の訪問派遣、さらには地域の実情に適した様々な中小企業支援事業を企画・実行する。

## (3) 組織体制の特殊性

組織的難題は、総会設置の組織ではないキャラバン統合WGを、どのようにして、この事業の中核的組織に位置付けるかにあった。

通常のWGは、まさしく実行委員会であって、限られた、しかも明確な実行目的のために組織されるから、当該設置組織からの委嘱を得れば済む。

今回の事業は、参画組織からも理解されるように、総会設置の附属機関、支部、委員会が統一的に活動することにより実行され得る。しかし、役員会設置の

キャラバン統合WGは、権限が脆弱な一過性組織であり、常識的には、総会設置の各組織を統合し、必要な指示を与える統括権限を有し得るものではない。また、支部に設置された地域キャラバンに対して、直接的に指示することも憚れる。

一方では、キャラバン統合WGが強力な推進力・指導力を有しなければ、この事業を短期間に実行し、所定の成果物を得ることは不可能である。

そこで、この二つの命題を調和し、解決するために、次の組織体制が構築された。

まずは、上述のように、役員会設置の、中小企業支援統括本部が設置された。これは、様々な中小企業支援事業を集中的に統轄する組織であり、その本部長には、会長を頂く。これにより、この本部は、役員会設置でありながら、会長が本部長であることにより、会長の総理権に基づき、全ての組織に対し、中小企業支援に関しての指示権限を有することとなった。そして、キャラバン統合WGをその下部機関に置き、中小企業支援統括本部の指示を関係機関に伝達すべきことが委嘱された。さらには、中小企業支援統括本部は常時開催されないことから、キャラバン統合WGには、本部長の承認を受けつつ、その指示内容を仮決定するという委任が、初会合時に下された。これにより、統括権限が、実質的にキャラバン統合WGに預けられることとなった。

一方、支部に設置される地域キャラバンに対しての、支部からの共通委嘱内容を定め、各支部室等にて、会長からまずは支部長への依頼を行い、支部長から地域キャラバンへの委嘱を行うという、一連のセレモニーを実行した。これにより、各地域キャラバンとキャラバン統合WGとの精神的連係性が確立した。

そして、これらの準備の下に、各関係組織は、キャラバン統合WGを中核として一体となり、統合組織となった。

これらの組織体制上の工夫が無くては、現在の円滑な実行状況は生まれなかったものとする。

## (4) キャラバン事業の内容と進捗

### ① 訪問型支援（キャラバンコンサル）の実行

支援弁理士を要望のある中小企業に派遣するものであり、キャラバン事業の対外的成果目標ともいえる。

支援内容は、単なる発明の発掘に止まらず、企業理念や経営の実態などの聞き取りに基づき、ノウハウに

よる保護、オープン・クローズ戦略、海外進出対策、各種補助金・助成金等の利用等を含め、その企業にとって有益な知財戦略・知財経営を一緒に構築。訪問は、3回までを可能とした。この支援は、総合的知的財産支援規則に基づく支援となり、該規則に従って、報酬が支払われる。

この支援形態は、事業構想の段階から、視野に入れているものであり、社会貢献事業としての中核的意義を担うものである。この意義は、橋本副会長による前稿に詳細に述べられている。

実務上、もっとも注意すべき点は、会員と既存のクライアントとの関係に対しての、不適切な干渉である。このため、申請会社の過去の出願履歴を調査し、お付き合いのある会員がいる場合には、当該会員に伺い書を送り、その意向を確認するようにしている。今後とも各地域における特殊な状況などを見極め、丁寧に対応していきたいと考えている。

## ② 支援員養成研修制度

知財コンサルティングのスキルを持った支援員を育成するため、知財コンサル研修を課し、履修した弁理士に修了証を交付している。キャラバン事業の対内的成果目標ともいえるものである。

この知財コンサル研修は、カリキュラムに則った5回程度の座学と、次項の履修要件コンサルとで構成されている。座学は、知財経営コンサルタント入門、経営戦略、標準的提案オプションの学習、模擬コンサルティングなど、実践的学習を中心とするものである。

この研修制度は、弁理士自体の変革や気づきを担保するものである。知財コンサルを担うのは弁理士だと、声高に叫んでもスキルが無ければ、かえって、專業資格が社会の進展を遮ることになりかねない。

7月13日に、500名近い受講者を迎えて、研修の第1クールが開始され、9月14日の最終模擬コンサルを無事終えることができた。各地14会場で行われ、3回の基礎編は、東京会場を除き、テレビ会議による中継方式で行った。ネットを介した質問が多々あり、テレビ会議による違和感は、それほど問題にはならなかった。これだけ多くの受講者が、ネットを介して同時受講するという研修形態は今までに無く、実験的試みではあった。また、研修内容に関しても、多くの受講者からの高い評価を得ている。

現在、第2クールの研修が、全ての支部地域において実行されているところである。第1クールに比し

て、受講者数が減少したが、本研修に対する期待度の高さは持続されているものとする。

この研修制度は、知財経営コンサル委員会が担当している。当該委員会は、この研修制度にとってかけがえの無い遂行者である。委員会で研究され、蓄積された知財コンサルに関する資産があって、はじめて本事業の円滑な遂行が可能であった。しかも基礎編、模擬コンサルとも、系統的で、質の高いものであった。委員長を初めとする、委員各位の熱意あるご協力に敬意を表したい。

## ③ クライアント向け訪問型コンサル（履修要件コンサル）

このクライアント向け訪問型コンサルは、座学研修を受けた会員が、講習で得たコンサル知識を、既に信頼関係のあるクライアントに対して、即戦的に生かそうとするものであって、中小企業支援の一貫として捉えることができる。キャラバンコンサルとともに本事業の対外的成果物として位置付けられる。このキャラバン事業で得た成果を、現在の仕事に直接生かすことは、弁理士のコンサル能力を既存ユーザに知らしめるものであり、社会的評価を醸成し、確立するための有益な事業といえる。

また、このコンサルは、自らのコンサル知識を具体化し、実践化するための、大切な機会であり、履修要件コンサルとして位置付けられ、履修支援員となるための最終的課題でもある。

## ④ 支援弁理士の決定について

現在、中小企業支援統括本部がその能力に鑑みて決定する推薦支援員と、研修の全ての要件を満たす履修支援員から、企業に出向く支援弁理士を決定するようになっている。

推薦支援員は、支援員養成研修制度で知財コンサルの講師を行い得る程度の能力を有する者を基準として、選定している。現在11名が選定されている。

履修支援員は、研修を受講完了したものとはいえ、知財コンサルの奥深さを心得し、企業満足度を十分に満たし得るためには、即戦力としてはただちには認定しづらいのが本当のところである。そこで、推薦支援員と、履修支援員とがペアとなって企業訪問を行うようにしている。そして、その実践コンサルスキルを、各支部に加速度的に伝播していきたいと考えている。

一方、今後の申し込み企業の増加や、地域キャラバンでの申し込み企業の開拓を視野に入れると、履修支

援員のみで訪問しなければならない時期が、早々に来るものと予見している。また、履修支援員を対象とする履修後コンサル研修も検討していきたい。

### (5) 広報活動

役員、広報センター、地域キャラバン、弁理士政治連盟等の協力を得て、様々な広報活動を展開している。

既に行われた、具体的な広報活動の例を羅列する。ここには記載されていない様々な活動もある。また、地域キャラバンの広報活動については、各支部の報告に譲りたい。

#### <本会の広報活動>

- ・弁理士会 HP にて、知財キャラバン事業のバナーを掲載し、企業からの申し込みがしやすいように工夫。
- ・チラシを作成し、フリーダイヤルを掲載。
- ・日刊工業新聞に記事掲載。
- ・経済産業新報に広告掲載。
- ・日本商工会議所、東京商工会議所、(独)工業所有権情報・研修館、(独)中小企業基盤整備機構、中小企業基盤整備機構九州本部を訪問
- ・日経産業新聞 11111 号記念広告掲載。
- ・広域関東圏知的財産戦略本部メールマガジンに記事掲載。
- ・「時評」10月号にキャラバン広告掲載。

#### <特許庁・経産局関係>

- ・支部廻りの際、各経産局にて、本年度の目玉事業として、その意気込みと共に、内容を詳細に説明。大きな関心を得る。
- ・特許庁長官主宰の中小企業等支援研究会にて、チラシを配布し、具体的に説明。
- ・特許庁総務部普及支援課から経産局特許室などへの広報協力を得る。

#### <政治関係>

弁政連を中心として、各党知財関係組織及び各政治家に具体的に説明。

#### <その他、外部機関>

- ・UNITT のスポンサーミーティングにて、事業説明(9月4日)。
- ・中小企業基盤整備機構のインキュベータ連絡会議(於：近畿本部)にて、事業説明(10月7日)。
- ・中小企業基盤整備機構近畿本部と近畿支部とのキャラバン事業を見据えた協定の締結(10月8日)

ラバン事業を見据えた協定の締結(10月8日)

- ・TKC 全国会(最大級の職業会計人集団)への事業説明と、TKC 広報への記事掲載
- ・近畿キャラバンの調整に基づき、京都市とキャラバン事業の連携についての協議(10月27日)。協定締結を通じて、円滑な協力関係を構築することを合意。

#### <地域キャラバンでの広報>

- ・各地域キャラバンにて具体的に広報活動。(詳しくは、各支部の原稿に譲る。)
- (東海支部「中部経済新聞「知財あれこれ」欄へのキャラバン事業の内容掲載」等)

### (6) 地域キャラバンについて

各支部には、その機関として、地域キャラバンが置かれている。関東支部を除いた8支部には、それぞれ一つの地域キャラバンが置かれ、関東支部には、統括的地域キャラバンとして、関東キャラバンが、そしてその下に各県の地域キャラバンが置かれている。地域キャラバンは、当該担当地域でのキャラバン事業の前線基地である。夫々が経産局特許室、中小企業基盤整備機構の地域本部等と密に連携し、広報活動と共に、申請企業の掘り起こしを行っている。また、東海支部の知財サロンのように、今までの中小企業支援事業と関係付けての掘り起こしも行っている。

この地域キャラバンは、キャラバン事業との関係において設置されたが、この組織の有用性を理解することにより、今後様々な展開が期待される。

## 3. 今後の展望

本事業はまだ緒に就いてばかりである。履修支援員200名以上誕生と、これに伴う同数のクライアント向け訪問型コンサルの実行を期待している。地域キャラバンの活性化により、キャラバンコンサルも増加していくことと思われる。上述したように、履修支援員のさらなるスキルアップのための研修も検討する必要がある。課題は山積しており、まだまだ忙しく働かなければならない。従って、その成果を噛みしめるときは、まだ先のことも云える。

ただ、本事業を支える一つ一つの仕掛けは、夫々の個別的成果物を生み出し得るものとして認識し、設計されている。訪問型コンサルの意義は当然として、支援員研修養成制度は、弁理士のコンサル能力のスキル

アップのための制度としても、訪問型コンサルとは独立して意義がある。地域キャラバンは、今後の展開により、弁理士の知財経営への参画組織として育つ可能性を秘めている。キャラバン統合 WG の成り立ちは、今後の即戦力ある実行組織のモデルにも成り得ると考える。

この事業に汗をかいた後に、弁理士と弁理士会の可能性に、新たな地平が拓かれればと、密やかな期待を今抱いている。

以上  
(原稿受領 2015. 10. 28)

## パンフレット「弁理士Info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判30頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

第3事業部 広報・支援室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

